

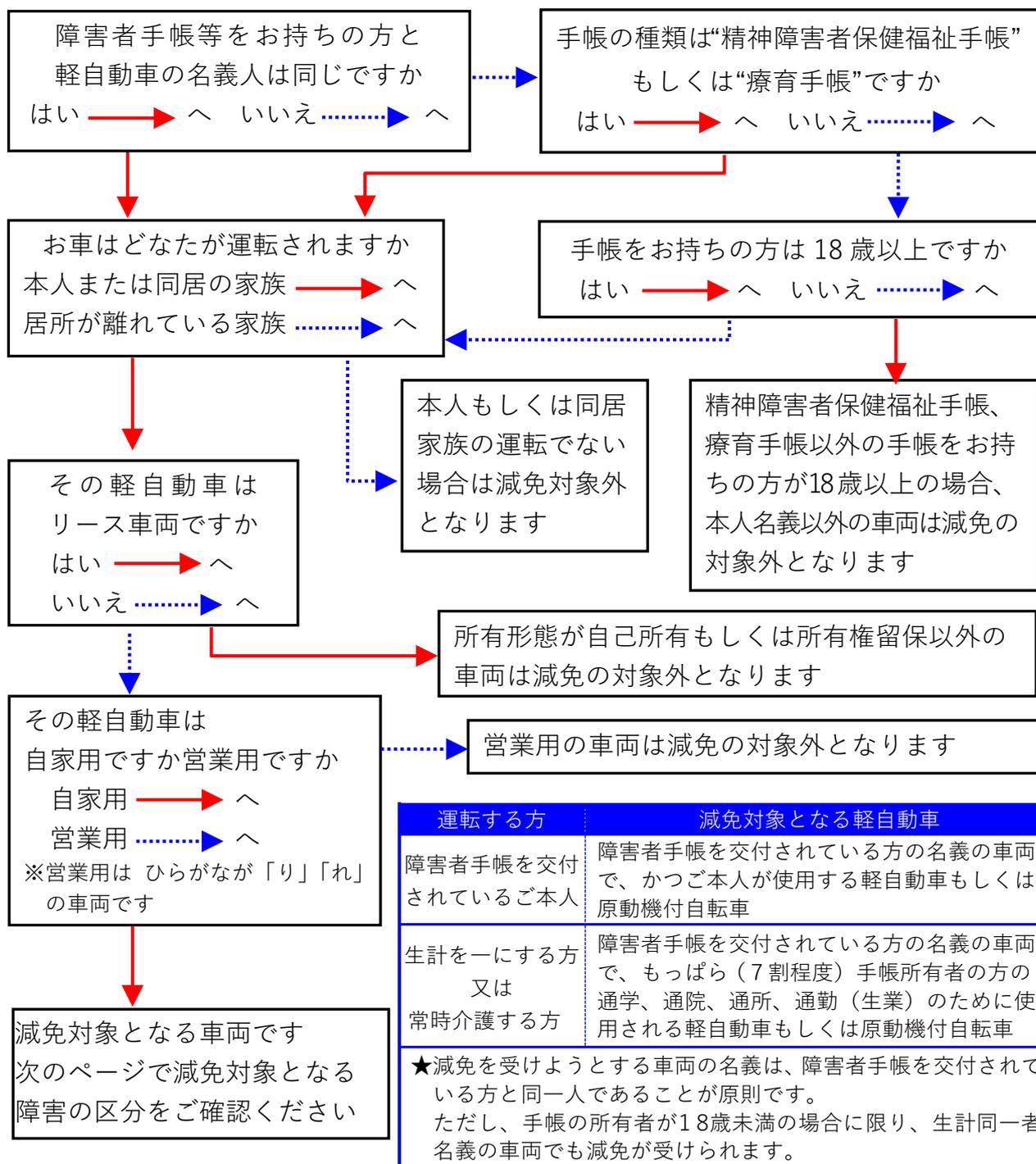
《身体障害者等に対する減免》

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている軽自動車等について、一定要件のもとに、軽自動車税（種別割）を減免します。

【減免対象となるお車】

減免対象となる車両は、所有している車両の中から1台のみです。軽自動車と普通自動車を併用しての申請や、原動機付自転車と軽自動車両方の申請などはできません。

対象となる車両は、以下のフローチャートでご確認ください。



運転する方	減免対象となる軽自動車
障害者手帳を交付されているご本人	障害者手帳を交付されている方の名義の車両で、かつご本人が使用する軽自動車もしくは原動機付自転車
生計を一にする方 又は 常時介護する方	障害者手帳を交付されている方の名義の車両で、もっぱら（7割程度）手帳所有者の方の通学、通院、通所、通勤（生業）のために使用される軽自動車もしくは原動機付自転車
★減免を受けようとする車両の名義は、障害者手帳を交付されている方と同一人であることが原則です。 ただし、手帳の所有者が18歳未満の場合に限り、生計同一者名義の車両でも減免が受けられます。	

【減免対象となる障害の区分】

障害の区分		障害の程度		
		身体障害者等 本人が運転	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者等と生計を一にする方が運転 ●身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転 (その方も下記等級に該当の場合に限ります) 	
身体 障害 者 手 帳	視覚障害	1～3級・4級の1	1～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります。)		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級の1 (両上肢機能の著しい障害) 2級の2 (両上肢の全ての指を欠くもの)	
	下肢不自由	1～6級	1～3級	
	体幹不自由	1～3級・5級	1～3級	
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1・2級 (1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能	1～6級	1～3級
	心臓・呼吸器・じん臓・ ぼうこう又は直腸・ 小腸機能障害	1級・3級	1級・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害	1～3級	1～3級	
	肝臓機能障害	1～3級	1～3級	
戦傷病者手帳	減免対象となる障害の程度は新宮市役所税務課までお問い合わせください			
療育手帳 (知的障害者)	重度 (A)			
精神障害者保健福祉手帳 (精神障害者)	1級			

【申請期間】

令和7年6月2日（月）まで

【受付場所】

新宮市役所税務課、三輪崎支所、高田支所、熊野川行政局

*代理申請、郵送申請も可能です

【ご提出いただくもの】

- ・軽自動車税（種別割）減免申請書
- ・障害者手帳等の写し
- ・運転者の運転免許証の写し
- ・自動車検査証の写し

【その他】

- ・納税通知書の提出は不要です。お手元にて保管ください。
ただし、減免を申請される場合は誤って納付しないようご注意願います。
- ・次年度以降の減免については今回の申請内容から変更が無ければ自動で適用されます。
令和8年に、申請内容の確認のため、改めてご案内を送付いたします。
- ・障害者の方の転出・死亡や、普通車（県税）の減免を受けることとなった場合は、軽自動車税については減免対象外となるため、必ず税務課までご連絡をお願いいたします。
- ・減免されていた軽自動車税について、後に減免対象外であることが判明した場合は、遡って課税することとなりますのでご注意いただきますようお願いいたします。
- ・その年度の申請期間を過ぎてから手帳の交付を受けた場合でも、遡って減免を適用することはできません。次年度からのご申請をお願いします。
- ・その年度の途中で車両を買い替えた場合、旧車両から新車両に減免を移行することはできません（軽自動車は年度途中での月割り課税・還付がないためです）。

【お問い合わせ先】

新宮市役所 税務課資産税係

〒647-8555

和歌山県新宮市春日1番1号

TEL：0735-23-3333

（内線1206・1207）

FAX：0735-22-7366